

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しさくか そち じょうきょう けんとうじょうきょうとう  
外国籍県民かながわ会議 (第10期) 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

	ていげんないよう 提言内容	そち じょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) く 過去の状況を含む
1	<p>(1) 多言語化した行政サービス情報を、すべて電子化することに努め、外国人が必要な情報を見つけやすいように県のホームページに集約させること。また、日本語以外で検索できる形式のファイルで保存するよう努めること。</p> <p>(2) 子育て分野の情報については、やさしい日本語で作成し、資料の配布場所を拡大するよう努めること。</p> <p>(3) 外国籍県民が必ず立ち寄る市町村の役所窓口や国際交流ラウンジ等で、県のホームページに必要な多言語情報があることを伝えるチラシ(1枚程度)を作成し、各窓口で渡すよう働きかけること。</p>	<p>(1) (3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活や就労、県の取組などをまとめた「多言語による情報提供」のページ(11言語)を更新し、外国人が必要な情報を見つけやすいよう、情報の集約やレイアウト変更、言語アイコンの改善等を行った。</li> <li>新型コロナウイルス感染症に係る情報や出入国在留管理庁監修の「生活・就労ガイドブック」など、外国籍県民にとって必要な情報を県ホームページに掲載し、市町村へ周知した。(国際課)</li> </ul> <p>(2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援情報がタイムリーに届く「子育てパーソナルサポート」のチラシについて、やさしい日本語版の作成を検討し、外国籍の方の相談窓口等へ配布する。(次世代育成課)</li> </ul>
2	<p>神奈川県に転入して来たばかりの外国人や、すでに居住している外国人を対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールやマナー、神奈川県の魅力等を説明し、自立して安心した生活が送れるよう支援するオリエンテーションを開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年9月より、将来的に市町村でも実施可能となるような、体系的な初期段階の日本語指導、生活オリエンテーション等を組み込んだ日本語講座(モデル事業)を実施している。(国際課)</li> </ul>

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しさくか そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう  
外国籍県民かながわ会議 (第10期) 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

ていげんないよう 提言内容	そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) く 過去の状況を含む
<p>3 (1) 外国人就職フローチャート図の作成と提供を行う。</p> <p>(2) 関連ビデオなどの解りやすい説明ツールの作成と提供を行う。</p> <p>(3) 就職者及びご家族に適用する生活保障サポートなどを相談できる窓口を増やしてほしい。</p> <p>(4) 就職活動、就職後、失業、それぞれの形態に応じた対応言語の情報をもっと増やしてほしい。</p>	<p>(1) (2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県では、外国人労働者に対して日本の労働法規等を啓発するため、労働基準法等を複数の外国語で解説した「外国人労働問題対処ノウハウ集」を発行している。</li> <li>令和5年8月から外国人労働者とそのご家族から生活面の課題について多言語でご相談頂ける外国人労働者支援チーム「ワーカーズ・コンシェルジュ」を新設した。(雇用労政課)</li> </ul> <p>(3) (4)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従前から、労働問題、労働トラブルについて、専門相談員(大学教員や弁護士)が通訳とともに相談に応じる「外国人労働相談」を行っている。</li> <li>平成30年9月には対応言語に新たにベトナム語を追加しており、今後もその時代のニーズに応じた対応言語となるよう、適当な時期に見直しを行う。</li> <li>令和5年8月から外国人労働者とそのご家族から生活面の課題について多言語でご相談頂ける外国人労働者支援チーム「ワーカーズ・コンシェルジュ」を新設した。(雇用労政課)</li> <li>出入国在留管理庁が監修した「生活・就労ガイドブック」を県の相談窓口へ送付するほか、県ホームページにも掲載している。(国際課)</li> </ul>

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しさくか そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう  
外国籍県民かながわ会議 (第10期) 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

<p>ていげんないよう 提言内容</p>	<p>そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) く過去の状況を含む&gt;</p>
<p>4 外国につながる親子または親が あつまり、子どもの学校生活 かていせいかつ かん じょうほう や家庭生活に関する情報を こうかん ばい がいこくじん 交換する場として、「外国人 こそだ かしょう つく 子育てひろば(仮称)」を作 ること。</p>	<p>・市町村に対し運営費の補助を行っており、令和2 ねんど 「特別支援対応加算(配慮が必要な子育て かていとう しえん そうせつ 家庭等への支援)」が創設されている。(次世代 いくせいか 育成課)</p>
<p>5 (1) 小中学校において外国に しょうちゅうがっこう がいこく つながる児童生徒と日本人 じどうせいと にほんじん 児童生徒が交流する機会を設 じどうせいと こうりゆう きかい もう けるよう支援すること しえん (小学校は「国際クラブ しょうがっこう こくさい (仮称)」・中学校は「国際 かしょう ちゅうがっこう こくさい 部活(仮称)」を作る)</p> <p>(2) 市町村立の学校が利用し しちようそんりつ がっこう りよう やすい多文化共生教育・国際 たぶん かきょうせいきょういく こくさい 理解教育の外国籍講師等を りかいきょういく がいこくせきこうしとう 紹介する窓口等の設置 しょうかい まどぐちとう せつち</p> <p>1) すでにある実践や人材の すで じっせん じんざい 把握、確保 はあく かくほ</p> <p>2) 学校現場への紹介やコー がっこうげんば しょうかい ディネート業務を担う ぎょうむ にん</p>	<p>(1)について ・私立学校に対し、外国籍県民かながわ会議第10期 しりつがっこう たい がいこくせきけんみん かいぎだい き 最終報告提言の周知を実施した。(私学振興課) さいしゅうほうこくていげん しゅうち じっし しがくしんこうか ・「帰国児童・生徒、外国につながるりのある児童・ きこくじどう せいと がいこく 生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」等の せいと きょういく およ こくさいきょうしつたんとうしやれんらくきょうぎかい とう 小・中学校の国際教室の担当者等が集まる会議に しょう ちゅうがっこう こくさいきょうしつ たんとうしやとう あつ かいぎ おいて、異文化理解・多文化共生に関する情報 いぶんかりかい たぶんかきょうせい かん じょうほう 提供を実施していく。(子ども教育支援課) ていきょう じっし こどもきょういくしえんか</p> <p>(2)について ・「外国につながる子ども支援のための関係機関 こ せいん かんけいきかん 連絡会」において、参加した県域市町村教育委員会 れんらくかい さんか けんいきしちようそんきょういくいんかい 担当指導主事に対して、県内で活動するNPO団体 たんとうしどうしゅじ たい けんない かつどう だんたい 等の業務内容や相談窓口の周知及び情報共有の場を とう きょうむないよう そうだんまどぐち しゅうちおよ じょうほうきょうゆう ば 設定した。(子ども教育支援課) せってい こどもきょういくしえんか</p>

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しさくか そ ち じょうきょう けんとうじょうきょうとう  
外国籍県民かながわ会議 (第10期) 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

ていげんないよう 提言内容	そ ち じょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) か こ じょうきょう ふく ＜過去の状況を含む＞
<p>6 (1) 外国につながる生徒の日本語学習支援を充実すること。</p> <p>(2) 県立高校における外国につながる生徒に関する教員研修の新任研修、5年経験者研修、15年経験者研修及び管理職研修を充実・強化すること。</p>	<p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜北東・川崎地区で外国につながるのある生徒への支援を行っている。川崎高校に拠点置き、NPO、日本語指導員、大学生、地域ボランティアなどの地域人材を活用し、多言語による週末地域日本語・学習支援などを行っている。(高校教育課)</li> <li>・日本語を母語としない生徒に対して、学校が多文化教育コーディネーターと日本語支援に関する計画を立て、地域のサポーターを派遣し、学習や学校生活に係る支援を行っている。(高校教育課)</li> <li>・外国につながるのある生徒が多く在籍する県立高等学校に外国につながるのある生徒の学習活動に必要な学習支援員を派遣し、必要な学習に係る支援を行っている。(高校教育課)</li> </ul> <p>(2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修(高等学校、中等教育学校、特別支援学校)において、所属校等での机上研修として受講者全員を対象に「人権教育」の研修を行い、その中で外国籍県民の人権について扱った。(総合教育センター)</li> <li>・5年経験者研修講座(高等学校、中等教育学校、特別支援学校)において、所属校等での机上研修として受講者全員を対象に「外国につながる児童・生徒に関する教育と課題」の研修を行い、早期発見のための意識啓発を促した。(総合教育センター)</li> <li>・新任指導主事研修講座及び新任教頭研修講座(県立学校)の「人権教育の推進」において、「かながわ人権施策推進指針(改訂版)」の項目の一つとして、外国籍児童・生徒への教育の重要性に関する内容を含めた講義を実施した。(総合教育センター)</li> </ul>